

酒田市いじめ防止基本方針（改定案）のポイント

このたび、平成29年3月に国が行った「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定をふまえ、本市におけるいじめ未然防止に向けた取組の充実や、いじめの認知に対する共通認識の構築、初期段階からの組織的な対応の徹底など、より実効的ないじめの「未然防止」「早期発見」「適切な対応」につなげるため、市基本方針（平成27年3月制定）を改定する。

平成30年3月 酒田市教育委員会

(1) 「いじめの定義」についての確認

- ① けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する必要がある。
- ② 好意から行った行為が、意図せずに相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、法が定義するいじめに該当する。ただし、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応も可能である。

(2) 学校及び学校の教職員の責務

- ① 「学校いじめ防止基本方針」の策定により、いじめの発生時における学校の対応を予め示し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与える。また、いじめの加害行為の抑止につなげるため、学校基本方針については、保護者、生徒及び地域に積極的に公開する。
- ② 学校は、いじめ防止等の対策のための組織（「学校いじめ対策組織」）を置く。この組織は、未然防止・早期発見・事案対処等、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たり、中核となる役割を担う。

(3) 「いじめの解消」に係る判断基準の理解と共有

- ① 「いじめに係る行為が止んでいること」
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること（少なくとも3ヶ月を目安とする）。
- ② 「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」
被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(4) 教育的諸課題から配慮が必要な児童生徒への対応

学校は、日常的に、当該児童生徒の特性をふまえた適切な支援を行うと共に、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ① 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒
- ② 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童・生徒
- ③ 性同一性障がいや性的志向・性自認に係る児童生徒
- ④ 被災児童生徒 ※東日本大震災により被災した児童生徒又は
原子力発電所事故により避難している児童生徒

(5) 学校評価といじめに係る取組状況の点検の関連

- ① 評価の目的をふまえ、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的対応等が評価されることを教職員に周知徹底する。
また、評価結果をその後の改善につなげられるようにする。
- ② 学校いじめ対策組織は、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組について、PDCAサイクルで検証し、その実効性を維持するために定期及び随時の見直しや改善を行う。

(6) 「重大事態への対処における基本的な姿勢」の確認

前提として……重大事態は、事実関係が確定した段階で対応を開始するのではなく、「疑いが生じた」段階で調査を開始しなければならない。

そのうえで、以下のような姿勢で対処する必要がある。

- いじめがあったのではないかという姿勢で事実に向き合う。
- 児童生徒・保護者を含め、学校全体の問題であると認識し、予断を許さず、客観的な事実を網羅的に明確にする姿勢を持つ。
- 調査は迅速かつ計画的に行う。
- 児童生徒及び保護者に十分に説明し、了解を得ながら対応する。
- 児童生徒のプライバシーに十分配慮しつつ、必要な情報は適宜提供する。